

漁業権遊漁規則

令和6年1月1日施行

県南漁業協同組合

県南漁業協同組合

内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、県南漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うぐい(はや)、こい、ふな、かじか、さくらます(やまめ)、いわな、にじます及びわかさぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、釣・網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、釣又は網による遊漁の場合には第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を第9条の方法により組合に納付しなければならない。

5 暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有するものは、遊漁を承認しないものとする。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	網口径 5メートル以下
刺 し 網	肩長さ 15メートル以下、網丈1.8メートル以下
た も 網	網口径 2メートル以下
す く い 網	間 口 1メートル以下

2 舟艇及びこれに類似した漁具を使用してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	組合が定めて公示する日から10月31日まで
さくらます（海域での生活を経て、 淡水域で生活するものに限る。以下同じ。）	4月 1日から 8月31日まで
いわな、やまめ（さくらますのうち、ふ出後引き続き淡 水域で生活する期間におけるものをいう。以下同じ。）	4月 1日から 9月30日まで
にじます	4月 1日から10月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる魚種は、中欄に掲げる区間内においては、右欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。

魚 種	区 域		期 間
かじか	大樽川	米沢市小野川町地内塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防 堰堤まで	周 年
いわな	大荒沢	全 域	
全魚種	大樽川	米沢市大字関地内西吾妻スカイパレー櫛峰橋から上流全域	
	長根沢	羽黒川の支流長根沢全域	
	矢沢川	米沢市大字三沢地内水窪ダム上流矢沢橋から下流100メートル の地点まで及び同橋から上流全域	
	刈安川	米沢万世町地内第一刈安橋から上流砂防堰堤まで	
	綱木川	綱木川ダムから上流綱木川第一堰堤まで及び綱木川ダムから 上流烏川第一堰堤まで	

2 次の表の左欄に掲げる区域内において、右欄に掲げる期間中網漁具により遊漁をしてはならない。

区 域		期 間
刈安川	米沢市万世町地内第一刈安橋から上流全域	周 年
犬 川	東置賜郡川西町大字玉庭野中橋から上流500メートルの地点まで	
松 川 (最上川)	米沢市窪田町地内置賜橋から上流及び下流それぞれ1,000メートルの 地点まで	
大樽川	米沢市小野川町地内塔ノ原橋下流端から上流大樽川砂防堰堤まで	
鬼面川	米沢市大字舘山地内鬼面川頭首工から上流小樽橋まで	7月1日～31日まで

3 大樽川・鬼面川においては、第4条の規定による公示の日から7月31日までは友釣り及びどぶ釣り以外の漁具・漁法によりアユを採捕してはならない。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	全長10センチメートル
うぐい（はや）、ふな	全長 5センチメートル
さくらます、にじます	全長15センチメートル

(遊漁料の額)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種について、中欄に掲げる漁具・漁法によりする遊漁に係る遊漁料（以下「一般遊漁料」という。）の額は、右欄のとおりとする。なお、あゆに係る一般遊漁料を納付した場合は、あゆ以外の魚種についての遊漁もできるものとする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
あ ゆ	友釣り、どぶ釣り	1 日	1,800円
		1 年	8,600円
わかさぎ	釣り	1 日	1,200円
		1 年	5,000円
うぐい（はや）、こい、ふな、 かじか、いわな、にじます さくらます（やまめ）、やまめ	徒手採捕、すくい網、たも網、 釣り（掛け釣りを除く。）	1 日	1,000円
		1 年	5,000円

2 遊漁をする場所において、組合が任命した漁場監視員（以下「漁場監視員」という。）の指示により納付する場合における一般遊漁料の額は、前項の一般遊漁料の額に500円を加算して得た額とする。

但し、ワカサギ釣り1日券の現場加算額は無い。（店売り・現場売り同額）

但し、鮎を除く年券（雑魚）を購入した場合はワカサギ釣りも含む。

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料の額は、それぞれ右欄のとおりとする。

対 象 者	遊 漁 料
小学校就学の始期に達するまでの者、小学生、中学生及び組合の承認を得た者	無 料
高校生及び肢体不自由者（身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。）	一般遊漁料の額の1/2に相当する額

(特別遊漁料の額)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種について、中欄に掲げる漁具・漁法によりする遊漁に係る遊漁料（以下「特別遊漁料」という。）の額は、右欄のとおりとする。

ただし、一般遊漁料（期間が1年のものに限る。）を既に納付した場合は、右欄に掲げる額から前条1項に定める額を差し引いた額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料	
あ ゆ	投網、刺し網 友釣り・どぶ釣り	1 年	10,000円
	投網、刺し網		

2 特別遊漁料を納付した場合は、前条第1項に規定する遊漁についてもできるものとする。

(遊漁料の納付の方法)

第9条 第7条第1項及び第3項に規定する遊漁料は、組合が別に定めて公示する場所において、第8条に規定する特別遊漁料は、組合事務所において納付しなければならない。
ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所・氏名・年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁料の額
- (6) 注意事項
- (7) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(県内共通遊漁の承認等に関する事項)

第11条 この漁場区域及びア表に掲げる全ての漁場区域において、イ表左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第9条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、かつ、当該遊漁について山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」という。）の承認を受けなければならない。

ア表 漁業区域（漁業権番号）

内共第1号 内共第6号 内共第11号 内共第16号 内共第21号 内共第26号	内共第2号 内共第7号 内共第12号 内共第17号 内共第22号 内共第27号	内共第3号 内共第8号 内共第13号 内共第18号 内共第23号 内共第28号	内共第4号 内共第9号 内共第14号 内共第19号 内共第24号	内共第5号 内共第10号 内共第15号 内共第20号 内共第25号
--	--	--	--	---

イ表

水産動物種類	漁具・漁法	遊漁料
全魚種	さお釣り（掛け釣りを除く。）	1年間 31,000円
あゆを除く全魚種	同上	1年間 20,000円

2 前項の承認により遊漁をするときは、ア表の漁場区域を管理する組合の遊漁規則に従うものとする。

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、組合が別に定めて公示する場所又は内水連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、河川の堤防又は、護岸施設等を破損してはならない。
- 5 遊漁者は 河川区間内における川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第13条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であること表示する腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 地区名
- (4) 顔写真
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以降のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。